

# 無形資産の当初認識

## ——自己創設と企業結合における会計処理の 相違についての検討——

秋 葉 賢 一

### I はじめに

現行の会計基準では、自己創設の無形資産<sup>(1)</sup>の多くは資産計上されておらず、他方、企業結合によって取得した無形資産については資産計上されている。このため、オーガニックに成長している企業と買収によって成長している企業との間では、会計情報が異なることとなり、財務諸表利用者から懸念されることも少なくない。

本稿では、欧米での議論を参考に、自己創設の場合と企業結合の場合における無形資産の当初認識の相違に関して、わが国では、これまで必ずしも取り上げられていない以下を中心に考察する。

- ① 自己創設の無形資産に関する「条件付認識アプローチ」の適用
- ② 企業結合により取得した無形資産について、「減耗する無形資産」と「企業内部で置き換えられる無形資産」の区分

---

(1) ここでは、財務諸表において資産として認識されているもののみならず、未認識の無形物の両方を含む意味で、「無形資産」という用語を使用する。また、ここで対象とする無形資産は、暗号資産や排出権のような非伝統的なものではなく、事業に用いられる伝統的なものとする。

## II 無形資産の会計処理

### 1 現行の会計基準

現状、国際会計基準（IFRS<sup>(2)</sup>）や米国会計基準における無形資産の当初認識に会計処理は、「企業結合により取得」「個別に取得」「自己創設（社内開発）」という発生形態別に定められている。[図表1]や[図表2]のように、自己創設の無形資産に関する支出は発生時の費用とされるが<sup>(3)</sup>、企業結合において取得した識別可能な無形資産は資産として計上される。

### 2 自己創設の無形資産と有形資産

前述したように、現行の国際的な会計基準において、自己創設の無形資産に関する支出は発生時の費用とされることが多いが、企業結合において取得した識別可能な無形資産は資産として計上される。これに対して、建物のような有形固定資産の場合には、利息の資産化のような論点はあるが、自家建設も外部購入も取得原価で計上し、定期的に償却していくことに基本的な相違はない。

後述する欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のディスカッション・ペーパー（DP）（EFRAG 2021）に影響を与えている Barker et al. (2022) では、資産の認識及び損益としての測定において有形性（tangibility）自体は考慮事項ではなく<sup>(4)</sup>、有形・無形資産の両方に適用できる形で、投資の成果の不確実性（uncertainty）と区別可能性（separability）<sup>(5)</sup>から捉え直すことが必要であるとしている。これは、将来キャッシュフローを生み出すことを意図した資産

---

(2) 2021年11月に改正されたIFRS財団の定款では、IASBが開発する会計基準は「IFRS会計基準」としているが、本稿では「IFRS」と表記している。

(3) ただし、IFRSでは、一定の要件を満たした開発支出を資産として認識する。

(4) Barker et al. (2022, 617) では、IAS第38号「無形資産」において、自己建設資産の経済的便益が期待できる確信度（confidence）に関わる追加的な認識基準が定められ、また、特定の支出について資産化を禁止する事項もあり、資産化の可能性を相対的に低くしているが、これは、原則の相違ではなく、実務上の相違を考慮したものであるとしている。

〔図表1〕 IFRSにおける無形資産の当初認識

発生形態 無形資産の例	取得による		自己創設（社内開発） による
	企業結合	個別	
集合的な労働力	のれんに包含(*1)	取得原価で資産計上 (*5)	発生時の費用
研究開発	識別可能な(*2)場 合、公正価値で資産 計上(*3)(*4) (識別可能ではない 場合、のれんに包含)		・研究費は発生時の 費用 ・開発費は要件を満 たせば資産計上
ソフトウェア			
ブランド、商標/ 商号、顧客リスト			発生時の費用(*6)

(\*1) 集合的な労働力（取得企業が取得した事業を、取得日から継続して運営できるようにする既存の従業員の集合体）は、企業結合において取得した場合、のれんと区別される識別可能な資産ではないため、のれんに包含される（IFRS第3号「企業結合」B37項）。

(\*2) 分離可能性規準又は契約法律規準のどちらかを満たす場合、識別可能である（IAS第38号12項）。なお、企業結合においては、経済的便益の流入の時期や金額に不確実性があっても、企業は経済的便益の流入があると期待しているため、認識基準である蓋然性の要件は常に満たされているものとみなされ、識別可能であれば、公正価値を測定するための十分な情報が存在しているため、信頼性の要件も常に満たされるものとみなされる（IAS第38号33項）。

(\*3) 取得企業は、被取得企業の仕掛中の研究開発プロジェクトが無形資産の定義を満たす場合（資産の定義を満たし、かつ、識別可能である場合）には、のれんとは分離して資産として認識する（IAS第38号34項）。なお、無形資産として認識した仕掛中の研究開発プロジェクトに関連した事後の支出は、開発費としての要件を満たせば資産計上するが、それ以外は発生時に費用とする（IAS第38号42項-43項）。

(\*4) 取得企業は、ブランド、特許又は顧客関係などの識別可能な無形資産を認識する（IFRS第3号13項）。顧客リストは、ライセンス供与されていれば、分離可能性規準を満たすが、守秘義務又はその他の取決めにより、売却、リース又は交換することを禁止されている場合には、分離可能性規準を満たさない（IFRS第3号B33項）。

(\*5) 個別に取得した場合は、識別可能であり、経済的便益の流入の時期や金額に不確実性があっても、企業は経済的便益の流入があると期待しているため、認識基準である蓋然性の要件は常に満たされ、また、取得原価は、通常、信頼性をもって測定できるとみなされる（IAS第38号25項-26項）。

(\*6) 内部で創出したブランド、題字、出版表題、顧客リスト及び実質的にこれらに類似する項目に関する支出は、事業全体を發展させる原価と区別ができないため、無形資産として認識されない（IAS第38号63項-64項）。

(5) Barker et al. (2022) では、separability を、現在の収益を支える支出と将来の収益を生み出すための支出（投資）と区別できるかどうかの意味で使用している。他方、会計基準における無形資産の定義に含まれている識別可能性をもたらす separability（〔図表3〕①a）は、企業がそうする意図があるかどうかは問わず、企業から分離又は分割して、単独で又は関連する契約や識別可能な資産・負債とともに、売却、移転、ライセンス供与、賃貸又は交換することができる場合を意味している（IAS第38号12項(a)）。このため、本稿では、これらの違いを明確にするために、Barker et al. (2022) にいう separability を「区別可能性」とする。

[図表 2] 米国会計基準における無形資産の当初認識

発生形態 無形資産の例	取得による		自己創設（社内開発） による
	企業結合	個別	
集合的な労働力	のれんに包含(*1)	無形資産として認識(*1)	発生時の費用
研究開発	識別可能な場合(*2), 公正価値で資産計上(*3) (識別可能ではない場合はのれんに包含)	将来の代替的用途(*4)(*5) ・ない場合は発生時の費用 ・ある場合は無形資産として認識	発生時の費用
外部使用ソフトウェア			技術上の実行可能性(*6) ・確立前は発生時の費用 ・確立後は無形資産として認識
商標/商号		無形資産として認識	発生時の費用

(\*1) 企業結合で取得した集合的な労働力は、のれんとは別に認識すべき無形資産ではない（805-20-55-6）。他方、企業結合以外で取得した場合、資産化することが示唆されている（350-30-25-4）。

(\*2) 企業結合で取得した場合、分離可能性規準又は契約法律規準のいずれかを満たす場合、識別可能な資産として認識する（805-20-25-4, 805-20-25-10）。

(\*3) 企業結合で取得した識別可能な仕掛研究開発は、耐用年数を確定できない無形資産として認識する（805-20-35-5, 350-30-35-17A）。

(\*4) 企業結合以外で取得した仕掛研究開発のうち、将来の代替的用途があるものは、耐用年数を確定できない無形資産として認識し、将来の代替的用途がないものには発生時に費用とする（730-10-25-2(c), 350-30-35-7）。

(\*5) 企業結合以外で取得した外部使用のソフトウェアに将来の代替的な用途がある場合、その原価は取得時に資産化する（985-20-25-10）。将来の代替的用途はないが、技術上の実行可能性が確立しているものは資産計上し（985-20-25-9）、技術上の実行可能性が確立していないものは発生時の費用とする（985-20-25-8）。

(\*6) 社内開発の外部使用のソフトウェアは、技術上の実行可能性を確立するための原価は発生時の費用（985-20-25-1）、確立後の原価は資産化する（985-20-25-3）。

の会計問題は、有形・無形を問わず、損益のミスマッチングを最小化できるかどうかであり、それは、減損の可能性が低い償却スケジュールを事前に設定できるかどうかという将来の成果についての不確実性の程度によるとしている。区別可能性に加えて、この閾値（threshold）が資産の計上を決定し、そうでなければ即時の費用処理が選択肢となり、当該費用処理は、投資に関する不確実性を伝え、貸借対照表に計上される投資と区別されるとしている。

Barker et al. (2022, 625) では、無形資産への投資を直ちに費用計上することは、区別可能性の問題を悪化させているが、投資の成果が非常に不確実である場合の資産計上は過大であり、その後の償却や減損の影響を受け損益のミスマッチをもたらすため、すべての支出を貸借対照表で資産計上することが解決策ではないとしている。後述する条件付認識 (conditional recognition) のアプローチは、これまで明示的に検討されていない方法であるが、区別可能であるが不確実な投資を行う際には、解決策を導くであろうとしている。

### 3 自己創設の無形資産と企業結合により取得した無形資産

[図表 1] [図表 2] でみたように、IFRS や米国会計基準において、自己創設の無形資産の計上は限定的であるが、企業結合により取得した無形資産については、識別可能であれば資産として計上される。例えば、IAS 第 38 号では、無形資産を自己創設するために当初に発生した原価を資産として認識するには、[図表 3] のように、無形資産の定義 (識別可能性など) を満たし、認識基準 (蓋然性と信頼性) を満たす必要があるとしている (18 項)<sup>(6)</sup>。

[図表 3] IAS 第 38 号における自己創設の無形資産の認識するための条件

<p>① 無形資産の定義を満たすこと 無形資産とは、物理的実体のない識別可能な (identifiable) 非貨幣性資産として定義され (8 項)、以下の a 又は b いずれかの場合には、識別可能である (12 項)。</p>
<p>a 分離可能である場合 (企業から分離又は分割して、単独で又は関連する契約、識別可能な資産・負債とともに、売却、移転、ライセンス供与、賃貸又は交換すること)</p>
<p>b 契約又はその他の法的権利から生じている場合 (当該権利が譲渡可能なのかどうかや、企業又は他の権利及び義務から分離可能なのかどうかは問わない)</p>
<p>② 認識基準は、以下のいずれも満たすこと (21 項)</p>
<p>a 蓋然性 (当該資産に起因する期待される将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い)</p>
<p>b 信頼性 (当該資産の取得原価を信頼性をもって測定することができる)</p>

これに対して、企業結合で取得した識別可能な無形資産については、[図表3] ②の蓋然性と信頼性という認識基準は、常に満たされているとみなされる<sup>(7)</sup>。このため、[図表3] ①の分離可能性規準又は契約法律規準のどちらかを満たす識別可能な無形資産は、のれんとは別に認識されるとしている（IFRS 第3号 B31 項、IAS 第38号 33 項）<sup>(8)</sup>。

このように、自己創設の無形資産と企業結合により取得した無形資産の当初認識は相違しており、この影響を設例により確認する。

[設例1] (Hellman (2022) を一部加工)

・シナリオ A

企業は、X0 期、X1 期、X2 期の各期末に、販売促進費としてそれぞれ 80、100、100 を投資し、ブランドを社内で開発する。各投資は次期の売上を創出し<sup>(9)</sup>、X2 期末にブランド構築を完了する。X3 期、X4 期の各期末には、ブランド維持のために年 50 を支出するが、売上は増加せず、X5 期末でブランドは消滅するものとする。

・シナリオ B

企業は、X2 期末にシナリオ A と同じ既製のブランドを 282 で取得し、それ以降はシナリオ A と同じ条件が適用されるものとする。

- (6) 米国会計基準では、識別可能ではない無形資産、耐用年数が確定できない無形資産、又は継続的な事業活動に内在し企業全体に関連する無形資産を、内部で開発、維持、回復するための原価は、発生時に費用として認識する (350-30-25-3)。
- (7) IAS 第38号 33 項において、無形資産の公正価値は、当該資産に具現化された将来の経済的便益が企業に流入する可能性についての取得日現在での市場参加者の期待を反映するものであり、その流入の時期や金額に関して不確実性がある場合であっても、企業は経済的便益の流入があると期待しているため、蓋然性規準は常に満たされているものとみなされるとしている。また、企業結合で取得した資産が分離可能又は契約その他の法的権利から生じている場合には、当該資産の公正価値を測定するための十分な情報が存在しているため、信頼性規準も常に満たされるものとみなされるとしている。
- (8) 米国会計基準でも、企業結合においては、分離可能性規準又は契約法律基準のいずれかを満たす識別可能な無形資産は、のれんとは別に認識される (805-20-25-10)。
- (9) 当期末における投資が次期の売上を生み出すのであれば、本来、当期に資産計上し次期に費用とすべきと考えられるが、ここでは Hellman (2022) に沿って当期の費用としている。

	X0 期	X1 期	X2 期	X3 期	X4 期	X5 期	合計
〈シナリオ A〉							
売上		40	60	300	300	300	1,000
販売促進費	(80)	(100)	(100)	(50)	(50)		(380)
その他の費用		(20)	(30)	(130)	(130)	(130)	(440)
利益	(80)	(80)	(70)	120	120	170	180
〈シナリオ B〉							
売上				300	300	300	900
販売促進費				(50)	(50)		(100)
その他の費用				(130)	(130)	(130)	(390)
EBITA				120	120	170	410
償却費				(94)	(94)	(94)	(282)
利益				26	26	76	128

Hellman (2022, 636) の見解を踏まえれば、この設例において、X2 期末に存在するブランドは、同一のものとされており、また、両シナリオとも内部収益率 (IRR) は同じ 20% であり、当該ブランドから期待される経済的便益は変わらない。しかし、現行の会計処理では、シナリオ A の不確実性は、X2 期末までにブランドが社内で開発されるにつれて徐々に減少するものの、その支出は費用とされ、シナリオ B における購入ブランドは資産計上されるため、不確実性を評価する時期の相違により、自己創設の無形資産と買収された無形資産を直接比較することができない<sup>(10)</sup>。この問題に対処するためには、何らかの遡及的なメカニズムが必要であり、IV 3 で後述するように、条件付の資産認識のような解決策が提示されており、その場合には、以下のようなになる。

(10) さらに、Hellman (2022, 636) では、純利益の総額について、オーガニックな成長 (シナリオ A) の方が、既成のブランドの買収 (シナリオ B) よりも大きいですが、償却を無視した利息・税金・償却費計上前の利益 (EBITA) 指標を用いると、利益の総額はシナリオ B の方が大きくなり、さらに、減損がある場合に使用されることがある「調整後 EBITA」などの指標では、これらの費用は無視され、IFRS 第 8 号「事業セグメント」では、このような指標の使用が認められているとして、IFRS は買収を促す効果があるとしている。

	<u>X0期</u>	<u>X1期</u>	<u>X2期</u>	<u>X3期</u>	<u>X4期</u>	<u>X5期</u>	<u>合計</u>
売上		40	60	300	300	300	1,000
販売促進費				(50)	(50)		(100)
その他の費用		(20)	(30)	(130)	(130)	(130)	(440)
EBITA		20	30	120	120	170	460
償却費				(93)	(93)	(94)	(280)
利益		20	30	27	27	76	180

### Ⅲ 近年の会計基準設定主体等からの公表物にみる関係者の懸念

前述したように、現行のIFRSや米国会計基準において、無形資産の当初認識の会計処理が自己創設の場合と企業結合の場合とは異なるため、オーガニックに成長している企業と買収によって成長している企業との間での会計情報が異なることになる。この点に関する懸念や問題意識については、近年、欧米における会計基準設定主体等からの公表物において見受けられる。

#### 1 IASB (2022)

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックでは、国際会計基準審議会 (IASB) が、5年ごとにアジェンダ協議、すなわち、その活動と作業計画について公開協議をすることとしている。IASBが2021年3月に公表した情報要請 (RFI) 「第3次アジェンダ協議」 (IASB 2021) において、潜在的なプロジェクトに関する回答のほとんどは、無形資産をアジェンダとすることを高い優先順位としていた。この点を支持する多くのコメント受け、IASBは、2022年7月公表の「第3次アジェンダ協議 フィードバック・ステートメント」 (IASB 2022) において、IAS第38号「無形資産」を包括的にレビューするプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することとした。

当該フィードバック・ステートメントにおいて、関係者は、IAS第38号では無形資産の報告に不備や欠陥があるとし、それは、IAS第38号のすべての

側面に関連し、取得した無形資産と自己創設の無形資産の会計処理の違いなど、認識・測定要件も含まれるとしていた (IASB 2022, 27)。

## 2 EFRAG (2023)

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)<sup>(11)</sup>は、2021年8月にディスカッション・ペーパー (DP)「無形資産に関するより良い情報一進むべき最善の方法はどれか？」(EFRAG 2021)を公表し、それに対するコメントを踏まえ、2023年4月に、「無形資産のより良い情報に関する提言とフィードバック・ステートメント」(EFRAG 2023)を公表した。このフィードバック・ステートメントでは、今後のIASBプロジェクト及びIFRSの要求事項への将来的な開発に対するEFRAGの暫定的な提言が含まれている。このうち、認識については、以下を示している (EFRAG 2023, 6)。

- ① 財政状態計算書において、IASBの「財務報告の概念フレームワーク」(IASB 2018)における資産の定義と一定の認識基準を満たす無形資産のみを認識できるようにする。当該概念フレームワークにおける資産の定義と認識基準を適用することにより、より広範ではあるが、選択的な範囲の自己創設の無形資産を認識することが可能になる。
- ② 特定の無形資産の認識を禁止する定めが依然として適用されるかどうかを含め、IAS第38号の認識基準を見直す。そのような無形資産の認識の禁止を撤廃する場合、IASBは、支配の概念を自己創設の無形資産にどのように適用できるかについてガイダンスを作成できるかどうかを検討する。
- ③ 条件付認識アプローチの適用を検討する。このアプローチは、無形資産

---

(11) EFRAGは、欧州委員会 (EC) の支援の下、2001年に設立された組織であり、公的部門 (欧州連合) と民間部門 (欧州の関係者) の両方の資金提供を受けている。欧州の視点からIFRSの開発に影響を与え、また、ECに対するIFRSのエンドースメント・アドバイスに加え、2022年からは、その使命を拡大し、ECに対して、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) の開発や導入支援を行っている。

を、認識基準を満たした後に発生した原価だけでなく、総原価で当初測定することになる。

### 3 UKEB (2024a)

英国会計基準エンドースメント審議会 (UKEB)<sup>(12)</sup>は、2023年9月に実施したアンケート調査により、無形資産に関する現在及び今後の会計処理と報告に対する利用者の見解をまとめた無形資産の会計：利用者の見解のサーベイ」(UKEB 2024a)を2024年5月に公表した。

同サーベイでは、現行の会計基準において、多くの自己創設の無形資産が資産として認識することが禁止されているため、オーガニックに成長している企業は、買収によって成長している企業よりも貸借対照表で認識される無形資産が少ない傾向にあり、回答者は、類似の企業が認識する無形資産の比較可能性が欠如することに懸念を示しているとしている(13項)。さらに、回答者のほぼ4分の3が、買収により成長した企業とオーガニックに成長した企業を比較する際、財務諸表に対して以下のような調整を加えていると回答している(14項)。

- ① 貸借対照表で認識されている無形資産を無視している。
- ② 分解された無形費用や管理費を用いて、未認識の自己創設の無形資産を推定している<sup>(13)</sup>。

### 4 FASB (2024)

米国財務会計基準審議会 (FASB)は、自己創設の無形資産や研究開発費を

---

(12) UKEBは、英国の欧州連合(EU)離脱後に設立され、EUのEFRAGと同様に、IASBが公表したIFRSに影響を与え、英国企業のIFRS採用を検討する機関である。

(13) UKEB(2024b)では、2011年から2021年までの英国の全上場企業の損益計算書から販管費のデータを収集し、ひとつは、販管費の20%を資産化し償却率を15%とすることによって、もうひとつは、販管費の30%を資産化し償却率を20%として、未認識の無形資産は2,420億ポンドから2,980億ポンド(約48兆円から56兆円)と推定している。

含む無形資産の会計処理と開示の改善を検討するプロジェクトを設けており、2024年12月にコメント募集（ITC）「無形資産の認識」（FASB 2024）を公表している。

当該コメント募集において米国会計基準における無形資産の認識は、どのように取得又は開発されたかによって異なるとしており、その当初認識に一貫性はないとしている。また、企業結合又は個別に取得した無形資産の事後測定は、自己創設の無形資産の場合とは相違するため、財務報告上の差異が生じる。関係者は、この相違が、オーガニックに成長する企業（社内開発のため認識される無形資産が少なく、償却費も少ない）と買収を通じて成長する企業（認識される無形資産が多く、償却費も多い）との間における帳簿価額や利益に差異を生じさせ、分析能力を低下させているとしている（FASB 2024, 13）。

さらに、例えば、無形資産の開発をアウトソーシングすること、企業の労働力を使って無形資産を内部開発すること、資産買収や企業結合で部分的に開発された無形資産を取得することは、経済的に類似しているとみなされることが多いものの、異なる認識・測定により財務諸表に大きな影響を与える可能性があるとしている。このため、例えば、取得や開発の方法に関係なく、すべての無形資産に同じ認識を要求することによって、無形資産に関する様々なガイダンス間を整合させることができるとして（FASB 2024, 13-14）。

ただし、このコメント募集（FASB 2024）では、そのような整合性を図ることが、投資家にとって意思決定に有用な情報をもたらし、実務家や作成者にとってコストや複雑さを軽減することになるのかどうかを理解するために、質問事項を設け、関係者からの意見を求めている。

## 5 IASB (2025)

IASBは、2024年10月に、財務諸表利用者に対して「財務諸表は無形資産に関して十分な情報を提供しているか」（IASB 2025）という調査を行い、71

件の回答を得た。回答者は、主に欧州、北米、アジア・オセアニアに上場している企業をフォローしており、トピックの優先度としては、無形資産に関する開示の改善（例えば、無形資産に関連する費用の分解表示や、主要な無形資産がどのように企業の価値を創造しているかに関する情報など）に最も高い支持があり、次に、無形資産の定義と関連するガイダンスの更新、特に SaaS（サービスとしてのソフトウェア）のような新しいタイプの無形資産への適用を容易にすることが高い支持であったとしている（42 項）。この際、取得した無形資産と自己創設の無形資産との比較可能性については、一定の支持があったものの、フォローアップの調査において、ほとんどの利用者は、オーガニックに成長する企業と買収を通じて成長する企業との比較可能性の欠如については強い懸念を示さなかったとしている（49 項）。

#### IV 自己創設の無形資産の認識拡大

無形資産の当初認識について、自己創設の場合と企業結合の場合との会計処理は異なり、両者の会計処理を整合させるとすれば<sup>(14)</sup>、以下の方法が考えられる<sup>(15)</sup>。

- ① 自己創設の無形資産の認識を拡大する。
- ② 企業結合における無形資産の認識を縮小する。

ここでは、まず自己創設の無形資産の認識拡大を考察し、次の V では、企業結合における無形資産の認識縮小について検討する。

---

(14) 関係者の中には、自己創設の場合と企業結合の場合とは、ビジネス戦略の経済的意味や関連するリスクが異なるため、両者の会計処理は異なるべきであるという見解もある（例えば、IASB 2025, 49 項 (b)）。

(15) これ以外に、注記などの開示を改善することによって、利用者が、その相違などを理解できるようにし、比較可能性を向上させることも考えられるが、本稿では、認識・測定を通じて財務諸表本体での対応を検討するため、開示については直接の対象とはしていない。

## 1 EFRAG (2021) で示す自己創設の無形資産の当初認識の拡大

前述した EFRAG が 2021 年 8 月に公表した DP (EFRAG 2021) 3.11 項では、概念上、自己創設の無形資産の当初認識を拡大するためには、以下の 4 つのアプローチが考えられるとしていた。

- ① すべて資産認識 (定義を満たすすべての無形資産を資産として認識する)
- ② 閾値による資産認識 (資産認識のための閾値を設定し、プロジェクト開始時に特定の条件が満たされた場合に資産を認識し、その後の条件の再評価は行わない)
- ③ 条件付の資産認識 (特定の条件が満たされた場合に資産を認識する)
- ④ すべて費用処理 (資産を認識せず、関連するすべての支出を発生時に費用処理する)

このうち、④については、企業結合における無形資産もすべて費用処理しない限り、自己創設の場合との相違を解消することができない。さらに、EFRAG (2021) 3.61 項において指摘しているように、直ちに費用として損益とすることは、現在の収益を支える支出を、将来の収益 (投資) を生み出すための支出から区別することができず、利益計算を歪めることとなる。このため、「④すべて費用処理」は、以下の検討において除外する。

### (1) すべて資産認識

#### ① 長所

すべての自己創設の無形資産を認識することは、オーガニックに成長している企業の財務諸表を、企業結合において多くの無形資産を資産として認識している企業と同様にするにつながる。EFRAG (2021) では、自家建設の有形固定資産が認識されるように、自己創設の無形資産も認識すべきとした場合、現在の IAS 第 38 号の認識基準では、無形資産の種類によっては認識されないことになり得るため、以下の検討を示している (3.21 項-3.23

項)。

ア) 識別可能 (分離可能か契約その他の法的権利から生じる) のガイダンスを、限定的でなく、より包括的な方法で修正する。

イ) 蓋然性 (将来の経済的便益の可能性) と信頼性 (測定可能性) の条件を削除又は緩和する<sup>16)</sup>。

## ② 短所

すべての自己創設の無形資産を認識するために、識別可能性の規準を削除又は緩和する提案に対して、EFRAG (2021) では、資産が認識されるためには境界 (boundary) が必要であり、識別可能性は、物理的境界を持たない無形資産にそのような境界を設定するための合理的な条件であるという見解を示している (3.24 項)。

また、EFRAG (2021) では、開発費を除く自己創設の無形資産が認識されない原因は、識別可能性の規準だけではないとしている (3.25 項-3.27 項)。すなわち、自社で開発したブランドは、売却やライセンス供与により分離可能であり、契約上の顧客関係は、契約法律規準を満たすものの、IAS 第 38 号 63 項-64 項において、それらの原価は、企業の事業を維持又は強化する原価と区別することが困難な場合が多いとして、資産計上が禁止されている。

さらに EFRAG (2021) では、蓋然性と信頼性の条件を緩和する議論について、不確実性の高い資産の計上は、財政状態計算書上、より確実な結果をもたらす資産と合算されるため、将来キャッシュフローの予想に関する全体的な情報を曖昧にし、また、認識された資産が将来の利益に対して償却又は減損の対象となるため、財務業績計算書が提供する情報の有用性や、利用者

---

<sup>16)</sup> 企業結合で取得した無形資産については、本稿脚注(7)で示したように、蓋然性と信頼性の条件は常に満たされるとしている (IAS 第 38 号 33 項)。しかし、EFRAG (2021) 3.23 項では、企業又は事業全体に対する取得価額が存在するからといって、各識別可能な無形資産項目への配分が、自己創設の無形資産の測定よりも信頼性が高いとは限らないとしている。

の分析の質にも影響を及ぼす可能性があり、不確実性の閾値や条件が満たされた場合に資産計上すべきという見解も示している（3.34 項－3.35 項）。

## (2) 閾値による資産認識

現在の IAS 第 38 号は、いくつかの無形資産については、認識の閾値（識別可能性、蓋然性、信頼性）と特定の無形資産の認識を禁止する事項を組み合わせているが、EFRAG（2021）では、以下のような現行の認識の閾値を修正する案を示している（3.36 項，3.41 項）。

- ① 特定の無形資産の認識を明示的に禁止する事項を削除し、自己創設の無形資産に関連する投資支出を発生時に費用処理しないような特定の認識の閾値を検討する。
- ② 無形資産の定義における識別可能性の規準を、より制限の少ないものにして、閾値又は認識の条件とする。

また、EFRAG（2021）では、代替的な閾値として、他の取引と個別に識別可能な支出が発生したときに、企業が、当該支出から生じる将来の便益の消費のパターンと適切な期間を把握（すなわち、事前償却スケジュールを設定）する能力を有している場合には、資産を認識する方法も紹介している（3.42 項－3.43 項）<sup>(17)</sup>。さらに、IFRS 第 3 号では、企業結合において個別に識別可能な広範な無形資産の認識を認めていることから、EFRAG（2021）では、この認識基準を使用し、別個に取得した場合に認識されたであろうすべての自己創設の無形資産を認識する案も示している（3.46 項）。

他方、EFRAG（2021）では、閾値による資産認識の問題点として、閾値を検討する時期の設定が考えられるとし、例えば、ブランドの開発がいつ開始されるのか、どの段階で資産計上を開始すべきかを判断することは容易ではない

---

(17) ただし、この方法は、耐用年数が無限（infinite）又は確定できない（indefinite）の無形資産や、識別可能な支出を伴わない無形資産には対応できないという限界がある（3.44 項）。

としている（3.48項）。

### （3）条件付の資産認識

EFRAG（2021）において、条件付の資産認識は、前述した閾値による資産認識の変形であり、資産化は一度だけで評価されるものではなく、認識基準が満たされているかどうかを継続的に評価し、満たされた場合に資産を認識する方法とし、3つの具体的な方法を示している（3.49項）<sup>(18)</sup>。本稿では、これらを便宜的に〔図表4〕に記載のようにA法－C法とする。

〔図表4〕 EFRAG（2021）における条件付の資産認識の具体的な方法

方法	概 要
A法	認識基準を満たすまで、発生時に費用として損益に認識し、認識基準を満たした場合、追加の支出を資産化し、償却期間にわたって費用として認識する。
B法	資産化するが認識基準を満たすまで全額減損とし、認識基準を満たした時点で減損損失を戻し入れて全額を資産に計上し、その後償却期間にわたって費用として認識する。これは、A法とは異なり、認識基準を満たした後に発生した支出のみが資産化されるわけではなく、その前に発生した支出についても資産化され、減損損失の戻入は、認識基準がいつ満たされたかを利用者に示すことになる。
C法	発生した時点でその他の包括利益（OCI）に計上し、認識基準を満たした場合には無形資産として、又は、プロジェクトが成功せず認識基準を満たさなくなった場合には費用として損益に、リサイクリングする。

EFRAG（2021）では、条件付の資産認識の例として、製薬業界における承認前在庫（pre-approval inventory）を挙げている。これは、開発された医薬品が承認される前に、承認を受けることを見越して製品の製造を開始する慣行により、IAS第2号「棚卸資産」に基づき資産として認識し、製造時点で、販売

(18) 条件付認識アプローチの下では、直ちに費用化される支出や資産化され減損される支出は、他の営業費用と混同されないように、財務業績計算書の独立した内訳科目に表示するものとしている（3.50項）。また、認識条件を満たさないことが明らかになった支出についても、財務業績計算書において個別に表示することによって、このアプローチを補完することができるとしている（3.55項）。

により原価を回収できる可能性が低いとされた場合には棚卸資産を減損させ、承認された場合には減損損失を戻し入れる（3.51 項）。製薬業界が棚卸資産に対して導入した現実的な解決策は、研究費、研修費、マーケティング費用など、様々な形態の無形資産にも適用できる可能性があるとしている（3.52 項）。

条件付の資産認識の他の例として、石油・ガス産業で用いられている成功支出法（successful efforts method）があり、それは、新規の石油・ガス埋蔵量の発見に関連する支出を、個々の試掘井ごとに仕掛坑井（wells-in-progress）として資産計上し、追加的な情報によって将来の便益がない場合には費用として処理し、将来の便益がある場合には固定資産として組み替え、生産に応じて償却するものである（3.53 項）。

EFRAG（2021）では、現行の IAS 第 38 号と比較すると、これらの方法は、収益と費用をより適切に対応させることができるとしている。すなわち、IAS 第 38 号では、研究費の費用計上を要求し、開発費の資産計上に高いハードルを設けているため、総原価の一部のみが資産化されるのに対し、条件付の資産認識の方法では、成功した投資に関連するすべての支出を資産として認識し、その後償却することができる（3.56 項）。

しかし、EFRAG（2021）では、[図表 4] において C 法とした OCI による会計処理は、既存の原則に基づかないものであり、概念上の課題が生じるとしている（3.57 項）。すなわち、IASB の概念フレームワーク（IASB 2018）と異なり、認識基準を満たすまで無形資産を開発するために発生した支出は、資産・負債の現在価値の変動ではなく、財政状態計算書と損益計算書との間の測定 mismatches をもたらすものではなく、また、回収が測定の不確実性に左右されているものの損益に認識されている原価は他にもあることから、OCI の定義を拡張しない限り OCI での会計処理は正当化できないとしている（3.59 項）。この会計処理については、3 において設例も交えて検討する。

## 2 EFRAG (2023) による提言

### (1) 無形資産の認識に関する提言

EFRAG (2023, 10) では、EFRAG (2021) に対するフィードバックに基づき、IAS 第 38 号の認識原則を包括的に見直すことは、IAS 第 38 号が開発された時点では存在せず検討もされていなかった新たな資産に対して効果的であり、まず、概念フレームワークにおける資産の定義を満たす無形資産のみを認識の対象とすることを提言している。

次に、EFRAG (2023, 10-11) では、IAS 第 38 号における自己創設の無形資産の認識を禁止する事項が依然として適切かどうか、また、企業結合の一部として取得されたか自己創設かにかかわらず同じ資産を認識するかどうかの検討を提言している。さらに、認識すべき資産について、無形資産が認識された後に発生した原価のみを反映するのではなく、無形資産を創出するための総原価を反映した測定を行う検討を提言している。

### (2) 条件付認識アプローチへのコメント

EFRAG (2023, 25) では、EFRAG (2021) において示された条件付認識アプローチを支持する回答者によれば、このアプローチは、自己創設の無形資産を有形資産とより整合させるものであるとし、閾値による資産認識のアプローチでは、開発費全体のごく一部しか認識されず、あまり有益ではないという指摘を記載している<sup>(19)</sup>。

他方、ある利用者団体は、一部の会員は条件付認識アプローチを支持しているが、会員間のコンセンサスは得られておらず、無形資産の性質は業種によって大きく異なるため、条件付認識アプローチを導入するには複雑すぎてコスト

---

(19) EFRAG (2021) に影響を与えた Barker et al. (2022, 615) では、条件付認識アプローチは、閾値による資産認識のアプローチと異なり、投資の根底にある不確実性とその不確実性の解消に関するより良い情報を提供することに重点を置いたものであり、投資を追跡し、不確実性の解決と、最終的に投資が成功した場合には、収益が実現した期間における付加価値の両方を報告するとしている。

がかかりすぎる可能性があるとしている。また、回答者の一部は、OCIで原価を認識する代替案は、概念的に正当化されず、概念フレームワークの改正とOCIの概念自体についての更なる議論が必要になるため、この方法は、OCIの内容に関する問題の箱を開く可能性があり、結果として、財務諸表が何を示しているのかを説明することが難しくなるとしている。

さらに、EFRAG (2023, 26) では、条件付認識アプローチを導入する際の多くの困難が指摘されたことも示している。特に、ある条件がいつ閾値や認識条件として満たされるかの評価は、企業や業種が大きく異なるため、合意することが難しいこと、また、異なる業種や異なるビジネスモデルを比較する場合には、開発段階と維持段階との区別が難しいこと、特定の無形資産への原価配分を含め、自己創設の無形資産の原価を測定することは困難かもしれないことを挙げている。

### 3 条件付認識アプローチの検討

前述したように、EFRAG (2023) では、認識すべき資産について、無形資産が認識された後に発生した原価のみを反映するのではなく、無形資産を創出するための総原価を反映した測定、すなわち、条件付認識アプローチの検討を提言している。このアプローチを支持する者もいるが、困難性も多く指摘されている。ただし、これは新規性の高い方法であるがゆえに、理解不足に起因していると考えられる側面もあると考えられる。

#### (1) 設例による検討

条件付認識アプローチについて、簡単な設例によって検討することとする。

##### [設例 2]

- ・ X1 期（認識基準を満たす前）に 10 を支出
- ・ X2 期末に、認識基準を満たした（又は満たさない）ことが判明
- ・ X3 期首に、認識基準を満たした場合において、4 を追加的に支出し、2 年間で償却

[設例2] について、[図表4] で示した各方法による会計処理（仕訳例）は以下になると考えられる。

	A 法		B 法		C 法	
X1 期	費用 10	現金 10	無形資産10 減損損失10	現金 10 無形資産10	OCI 10	現金 10
認識基準を満たした場合						
X2 期	N/A		無形資産10	戻入益 10	無形資産10	OCI 10
X3 期	無形資産 4	現金 4	無形資産 4	現金 4	無形資産 4	現金 4
	償却費 2	無形資産 2	償却費 7	無形資産 7	償却費 7	無形資産 7
X4 期	償却費 2	無形資産 2	償却費 7	無形資産 7	償却費 7	無形資産 7
認識基準を満たさない場合						
X2 期	N/A		N/A		費用 10	OCI 10

これを各期の損益における費用計上額として整理すると、以下となる。

	X1 期	満たした場合				満たさない場合	
		X2 期	X3 期	X4 期	合計	X2 期	合計
A 法	10		2	2	14		10
B 法	10	(10)	7	7	14		10
C 法			7	7	14	10	10

まず、EFRAG (2021) において示された条件付認識アプローチとされる [図表4] の3つの方法のうち、1つ目のA法（認識基準を満たすまで費用として損益に認識し、認識基準を満たした場合に追加の支出を資産化する）は、IAS第38号の開発費と同様の会計処理であり、閾値による資産認識の方法と考えられる。したがって、条件を満たす前に発生した支出を含め総原価で資産を計上するという意味での「条件付認識アプローチ」は、具体的には以下の2つの方法となる。

- ① B法（発生した時点で資産化するが、認識基準を満たすまでは全額減損として損失に計上し、認識基準を満たした場合に減損損失を戻し入れる）
- ② C法（発生した時点でOCIに計上し、認識基準を満たした場合には無形資産に、又は、プロジェクトが成功せず認識基準を満たさなくなった場合には費用として損益に、リサイクリングする）

このうちB法は、[設例]に基づく整理のように、損益計算書において原価が費用として二重にカウントされ、業績数値が混乱する懸念がある。[図表4]で示したように、EFRAG（2021）では、減損損失の戻入は認識基準がいつ満たされたかを利用者に示すことになるとしているが、認識基準を満たす前に発生した支出をいったん減損損失に計上し、認識基準を満たした場合には戻し入れ、その後、資産化による償却費が認識されるといった利益の変動性を不必要に示すことは、利用者に誤解を与え追加的な調整を負わせるものである。

これに対して、C法は、認識基準を満たしたことにより、総原価に基づく償却費のみが費用として損益に認識するものであり、OCIから無形資産への「リサイクリング」が、認識基準を満たしたことを利用者に示すことになると考えられ、この点においてB法と遜色はない。さらに、認識基準を満たした後に償却を通じてその後の収益と対応した利益を示すものであり、企業の稼得状況を適切に示すこととなる。

このC法は、損益計算の観点では、当初から資産（必ずしも無形資産ではなく、建設仮勘定のような性格と考えればよい）に計上し、認識基準を満たした後に償却を行う、又は、認識基準を満たさなくなったことが明らかな場合には減損損失を計上することと同様である。さらに、C法は、将来の便益の獲得が不確実なことから、当初から資産としては計上せず、不確実性が解消された場合にはOCIから無形資産への振り替えを通じて、その情報を示すという長所があると考えられる。

## (2) C法（OCIを使用する方法）の検討

しかしながら、EFRAG（2021）では、前述したように、このC法の会計処理は、既存の原則に基づかないものであり、概念上の課題が生じるとしていた（3.57項）。すなわち、IASBの概念フレームワーク（IASB 2018）では、原則として、損益計算書にはすべての収益（income）及び費用（expense）<sup>20</sup>が含まれるものの、例外的な状況において、資産・負債の現在価値の変動から生じる収益・費用を、そうすることによって、損益計算書がよりレリバントな情報を提供することになる場合、又は、その期間の企業の財務業績をより忠実に表現することになる場合にOCIに含めることとしている（3.58項）が、認識基準を満たすまでの無形資産を開発するための支出は、資産・負債の現在価値の変動ではなく、OCIの定義を拡張しない限り、OCIでの会計処理は正当化できないとしていた（3.59項）。

これは、未熟なIASBの概念フレームワーク（IASB 2018）に基づく解釈であり、OCIを妥協の産物とみている流れであろう。すなわち、IASBの概念フレームワーク（IASB 2018）では、OCIを定義しているわけではなく、どのようにしてこの結論に至る可能性があるのかに関する具体的なガイダンスを含んでおらず、その理由をIASBが開発した会計基準に関する結論の根拠で説明するとしている（BC7.25項）に過ぎない。また、OCIは、資産・負債の現在価値の変動から生じる収益・費用のみの記載としている（7.17項）のは、例外的な状況としてケースを限定的としている以外に明確な理由はないと思われる。

資産・負債の測定のみならず認識（又は認識の中止）についても、財政状態の観点と財務業績の観点から同一の時点になるとは限らず、2つの異なる認識（又は認識の中止）の時点とすることが、むしろ財務諸表本体に表示される財

---

<sup>20</sup> IASBの概念フレームワークにおいて、収益及び費用は、資本の増減を生じる資産・負債の増減のうち、持分請求権の保有者からの拠出・分配に係るものを除いたものである（4.68項-4.69項）。このため、当該収益及び費用には、OCIとなる項目も含まれる。

務情報の有用性を向上させることも考えられる（秋葉 2019, 218）。複式簿記では、貸借対照表と損益計算書における認識・測定は連動するが、貸借対照表による財政状態の報告の観点からの有用な認識・測定と損益計算書による財務業績の報告の観点からの有用な認識・測定が異なる場合には、OCI という連結環によってそのズレを調整することができ、この意味で OCI は進化の産物と考えられる。IASB の概念フレームワークに記載されていないからといって、C 法に概念上の課題があるわけではない。

### (3) FASB による OCI を使用する方法の検討

OCI を使用する C 法の考え方は、FASB が 50 年以上前の 1974 年 10 月に公表した米国財務会計基準書 (SFAS) 第 2 号「研究開発費の会計」の審議過程において検討された特別勘定に累積する方法 (accumulation of costs in a special category) においても見受けられる。この方法は、すべての研究開発費を、将来便益が存在するかどうかの判断が可能となるまで資本の中で特別な区分に累積し、将来の便益が合理的に立証された場合には資産に振り替え、重要な将来の便益が生じないことが合理的に立証された場合には損失とするものである (58 項)。この方法の特徴は、研究開発費を取り巻く不確実性を示し、資産計上か費用計上かの判断を見定めることが可能なことであるが、利用者は、特別勘定に累積する原価の不確実性のために、企業の収益力の評価上、有用ではないと指摘していたことや、特別勘定を使用すると財務諸表の性質が変わり、比率やその他の財務データの計算が複雑になることから、否定された (59 項)。

また、1977 年 12 月公表の SFAS 第 19 号「石油・ガス産出会社の財務会計と報告」<sup>(21)</sup>の審議過程で検討された発見価値会計 (discovery value accounting) では、試掘の原価の繰延処理のみならず、資源の発見時又は開発時に、資源の見積価値を資産に計上し、それを取得原価として資源の売却等の収益に対して償却するが (120 項)、当該資産計上の際、損益計算書に計上される実

現利益から分離し、実際に石油やガスが生産され販売されるまで、資本の未実現利益の欄に計上する見解もあつていた(124項)<sup>22)</sup>。しかし、SFAS第19号において、発見価値会計は、発見時に合理的な正確性(reasonable accuracy)で測定することが困難であり、多くの見積りや予測による不確実性は、資源の価値を主観的で比較的信頼性の低いものにする(133項)、一般に収益は、収益獲得プロセスの完了時に認識されるが、発見価値会計は発見時に収益を認識するものであることから否定された(134項)。発見価値会計は、財務諸表を作成する従来の歴史的な原価主義からの根本的な変化を意味する(138項)とされているが、資産を支出ベースで計上し、純利益ではなくOCIに計上して繰り延べるC法は、これまでの原価主義の考え方を替えるものではない。

#### (4) リサイクルリングの意味

C法についてEFRAG(2021)では、[図表4]で示したように、発生時にOCIに計上し、その後、以下としている(3.49項)。

- ① 認識基準を満たした場合には、無形資産としてリサイクルリングする。
- ② プロジェクトが成功せず認識基準を満たさなくなった場合には、費用として損益にリサイクルリングする。

リサイクルリングについてIASBの概念フレームワーク(IASB 2018)では、原則として、ある期間にOCIに含められた収益・費用は、将来の期間において、OCIから損益計算書に組み替えられる(7.19項)とし、このような組替は「リ

---

(21) SFAS第19号では、特定の石油・ガスの探査活動によって生じた支出の会計処理として、前述した成功支出法を定めたが、多くの反対を踏まえて証券取引委員会(SEC)は、許容される代替案として全部原価法(full cost method)の使用を許容する規則を公表したため、1979年2月公表のSFAS第25号「石油・ガス産出会社に対する特定の会計処理の延期—SFAS第19号改正一」では、成功支出法の適用を延期することとした。

(22) この見解は、資源を収入ベースで資産計上する方法ではあるが、OCIを使用するC法に通じる考え方である。この点は、大日方(2013, 136)参照。

サイクリング」と呼ばれることがある（BC7.26 項）としている。IFRS では、他の IFRS が、過去に OCI に認識した金額を純利益に組み替えるかどうか、及びいつそれを行うかを特定しており、そのような処理を組替調整（reclassification adjustments）とし、包括利益に含まれる項目が、IFRS に従って純利益に組み替えられるときに、その項目が包括利益に二重に含まれることを防ぐと説明している（IAS 第 1 号 93 項、BC69 項、IFRS 第 18 号 91 項）。IAS 第 1 号 BC70 項では、「リサイクリング」ではなく、SFAS 第 130 号「包括利益の報告」で使用されている用語とのコンバージェンスを図るために「組替調整」という用語を用いているが、両方の用語は意味において類似しているとしており、実際に IFRS でも、リサイクリングという用語は何度も使われている（例えば、IFRS 第 9 号「金融商品」BC5.25 項（b）、BC5.52 項、BC5.55 項など）。

このように、現状、リサイクリングは、前述②のように、当期又は過年度における包括利益と純利益とのズレの部分（OCI）を純利益に組み替えることを指すが、前述①のように、OCI からいったん資産・負債に組み替え、その後の期間において純利益として認識することも、クリーンサープラス関係を保った 2 つの利益を 1 組の財務諸表で示すために組み替えるものであり、「広義のリサイクリング」（〔図表 5〕）に含まれる（秋葉 2013）。したがって、EFRAG（2021）では、C 法におけるリサイクリングについては、IASB の概念フレームワーク（IASB 2018）を超えた使い方をしているが、この点も概念上の課題があるわけではない。

〔図表 5〕 広義のリサイクリングと狭義のリサイクリング

広義のリサイクリング	
狭義のリサイクリング ・ OCI を純利益に明示的に組み替えること	・ OCI から資産・負債に組み替えられ当期純利益に直接反映されない場合 ・ OCI を当期純利益に明示的に組み替えていない場合

## V 企業結合における無形資産の認識縮小

前述したように、自己創設による無形資産と企業結合により取得した無形資産の当初認識を整合させるとすれば、自己創設の無形資産の認識を拡大すること以外に、企業結合における無形資産の認識を縮小することも考えられる。

例えば、EFRAG (2021) では、買収した無形資産は認識されるが、自己創設の無形資産は一般に認識されない結果、比較可能性が低下し、オーガニックに成長する企業と買収を通じて成長する企業の比較が困難であり、特に企業買収に関しては、のれんとは別に認識される無形資産が多すぎるため、企業結合で取得した無形資産のうち、個別に認識されるものの信頼性や関連性については、利用者と作成者の両方から疑問視されているとしている (2.6 項)。このため、自己創設による無形資産と企業結合により取得した無形資産の当初認識を整合させるためには、自己創設の無形資産の認識拡大のほか、企業結合における無形資産の認識縮小も考えられるとしている (3.69 項)。このようなアプローチは、企業結合で取得された無形資産に関連する測定の不確実性の問題を緩和する可能性もあり、また、個別に識別された無形資産の減損テストを含め、会計処理に関連する作成者のコストを削減することができるとしている (3.70 項)<sup>(23)</sup>。

### 1 減耗する無形資産と企業内部で置き換えられる無形資産

#### (1) FRC (2014)

英国の財務報告評議会 (FRC)<sup>(24)</sup>が2014年3月に公表したスタッフ リサー

---

<sup>(23)</sup> しかし、EFRAG (2021) では、IASB (2020) が企業結合で認識された別個に識別可能な無形資産をのれんを含めるかどうか諮問した際、大半の回答者はこのような提案に反対しており、これらの無形資産を個別に認識することによって有用な情報が得られ、変更の必要性を認めなかったとしている (3.71 項)。

<sup>(24)</sup> FRC は、コーポレート・ガバナンス、財務報告、監査、数理専門職に関する英国の独立規制機関である。英国の会計基準の設定は、1990年に発足した民間団体の会計基準委員会 (ASB) が行ったが、2012年の改組によってFRCに組み込まれている。

チ・レポート「無形資産及びその償却に関する投資者の見解」(FRC 2014)では、無形資産に関して有用で信頼性のある情報を提供していると投資者が考えているのかどうかを理解するため、主に、英国とドイツを拠点とする27名の投資者への質問票に基づいた調査結果を示している。

FRC (2014) では、企業結合で取得した無形資産について、回答者の半数以上が、財政状態計算書(52%)及び損益計算書(59%)において、現行のIAS第38号で要求されている会計処理と異なる処理を希望しており(1.9項)、前者の財政状態計算書において異なる処理を希望する回答者の大半(全体の37%)は、以下の特徴を持つ異なるタイプの無形資産を区別すべきとしていた(1.10項-1.11項)。

① 減耗する無形資産 (wasting intangible assets)

これは、企業から分離可能で、耐用年数が有限であり、将来の収益源を特定できるもの(例えば、無線周波数や特許など)であり、個別に識別し資産計上すべきである。

② 企業内部で置き換えられる無形資産 (organically replaced intangible assets)

これは、企業のマーケティングや販売促進を通じて継続的に補われるもの(例えば、顧客リストやブランドなど)であり、投資家は、これらの無形資産が企業から分離可能であるのかどうか、信頼性をもって決定される耐用年数を有しているのかどうか、又は事業全体から区別される将来の経済的便益の源泉であるのかどうかについて疑念を抱いているため、のれんから分離することには反対している。

また、FRC (2014) では、全回答者の過半数(74%)は、一部又は全てのケースで、1株当たり利益(EPS)比率を検討する際に、企業結合で取得した無形資産の償却費を加算していると指摘している(1.14項)。その主な理由は、企業内部で置き換えられる無形資産の償却を補うためとしている(1.26項)。す

なわち、有形固定資産の購入に類似している減耗する無形資産（著作権資料や無線周波数帯など）の償却には当てはまらない場合、又は、前述した2つのタイプの無形資産を区分するのに十分な情報がない場合、利用者は、無形資産の償却費を足し戻すとしている。また、この償却費を足し戻すとしている理由としては、買収型企業と非買収型企業の比較を容易にするためや、適切な開示がないことから買収したのかどうか識別できない無形資産の償却による影響を除去するためという回答もあったとしている（2.10項）。

## (2) UKEB（2024a）

前述した「無形資産の会計：利用者の見解のサーベイ」（UKEB 2024a）では、2023年9月に実施したアンケート調査において、企業結合で取得した資産に対するアナリストや投資家など様々な利用者からの46件の回答は、以下であったとしている。

- ① 企業結合で取得した無形資産の認識は、70%が「非常に有用」又は「極めて有用」と回答し、13%は「あまり有用ではない」又は「全く有用ではない」と回答している（2.50項）。
- ② 企業結合から生じるのれんの認識は、59%が「非常に有用」又は「極めて有用」と回答し、28%が「あまり有用ではない」又は「全く有用ではない」と回答している（2.51項）。

また、UKEB（2024a）では、取得した無形資産に関して、回答者は、現行の会計慣行の有用性を強調し、投資家が経営者の経営資源のステewardシップを評価できる情報の重要性を強調したとしている（2.52項）。また、より重要なのは、買収で生じた減耗する無形資産と企業内部で置き換えられる無形資産<sup>(25)</sup>

---

(25) この見解の場合、企業内部で置き換えられる無形資産は、時間の経過とともに便益が蓄積し、資産が認識された当初の便益に取って代わるため、減耗しないと考えられるとし、有限の耐用年数を持たないため償却されないとしている（3.37項）。

の理解であるという機関投資家からの回答を紹介している（2.52項c, 3.37項）。

(3) King et al. (2024)

King et al. (2024) では、前述したような現行の会計基準に対する投資家の批判を動機として、企業結合により取得した識別可能な無形資産が、企業のキャッシュフローの見通しに関する投資家の期待にどのような違いがあるかどうかを調査し、以下のように、一部の投資家の見解と同様に、特性の違いに基づいて、識別可能な無形資産の価値関連性に横断的なバラつきがあることを把握したとしている。

- ① 取得した識別可能な無形資産は、戦略的に重要なものも非戦略的なもの<sup>(26)</sup>も、株価と正の相関があったため、いずれも資産としての認識を裏付けていた。また、非戦略的な無形資産は、戦略的に重要な無形資産に比べて、株価との正の関連性が低く、株価との関連性はのれんと同様ではないとしている。
- ② 取得した識別可能な無形資産は、減耗するものも企業内部で置き換えられるもの<sup>(27)</sup>も、株価と正の相関があり、いずれも資産として認識することが支持された。また、企業内部で置き換えられる無形資産は、減耗する無形資産よりも株価との正の関連性が低く、これは、企業内部で置き換えられ無形資産は、不確実な将来価値を維持又は向上させるための支出であり、

---

<sup>(26)</sup> King et al. (2024, 3852) では、実証的に把握するために、企業結合によって取得した資産に占める個々の識別可能な無形資産の割合が、同じ業界又は経済的に同じ資産タイプの識別可能な無形資産の平均を上回った場合に「戦略的に重要である」とし、それ以外を「非戦略的」としている。

<sup>(27)</sup> King et al. (2024, 3853) では、FRC (2014) における投資家の見解に依拠し、企業内部で置き換えられる無形資産は、商標、商号、顧客関連の無形資産を例示していたことから、これらを「企業内部で置き換えられる無形資産」に分類したとしている。また、仕掛研究開発も、識別可能な将来キャッシュフローを生み出すまでに継続的な研究開発支出を要するため、企業内部で置き換えられる無形資産に分類したとしている。それ以外を減耗する無形資産に分類し、これらは、開発された技術や契約関連の無形資産であるとしている。

より高いレベルの結果の不確実性に左右されると考えられた。さらに、企業内部で置き換えられる無形資産とのれんは、株価と類似の関連性を示しており、これらの結果は、減耗する無形資産を個別に認識し、企業内部で置き換えられる無形資産をのれんに含めることを支持しているとしている。

- ③ 戦略的な重要性に関連する2つの分類（戦略的と非戦略的）を、減耗する無形資産と企業内部で置き換えられる無形資産とに区別し、4つの識別可能な無形資産及びのれんと株価との関連性についての分析の結果、戦略的な減耗する無形資産のみが、事業の将来キャッシュフローに関する投資家の期待において、のれんに関する期待とは異なる重要な差異を有すること、他の特性の組合せでは、一般的にのれんと同様の関連性を示し、それらがのれんに包含されても価値関連性の情報は失われないことを示唆しているとしている。
- ④ 株価を被説明変数とした回帰係数について、減耗する無形資産では、開発された技術と契約関連の無形資産の差は見られず、企業内部で置き換えられる無形資産より大きい。企業内部で置き換えられるものの中では、商標と商号>顧客関連の無形資産>仕掛研究開発の大小関係であった。これは、結果の不確実性（すなわち、継続投資による将来のペイオフに関する不確実性）の程度が異なることによって説明されるとしている。

## 2 企業結合により取得した無形資産とのれんの会計処理との関係

このように、企業結合により取得した識別可能な無形資産について、一部の投資家から、減耗する無形資産と企業内部で置き換えられる無形資産との区分が唱えられている。これは、前者については、区別して個別に認識することに意義があるが、後者は、のれんと区別しなくても有用性は変わらず、その恣意性や区分に関する作成者の負担などから個別には認識しないという見方であり、これを支持する実証分析もあった。

ただし、この見方は、のれんの事後測定、すなわち、のれんを償却せず減損のみのアプローチがよいのか、償却のうえ減損するアプローチがよいのかにも関係する。これは、企業内部で置き換えられる無形資産を、識別可能であっても個別に認識せず、のれんと区別しないことは、当初取得後にのれんとともに償却を行わないという会計処理を前提にしていると考えられるためである。

本稿では、無形資産の当初認識に焦点をあてており、この点については今後の課題とするが、FASBが2019年7月に公表したコメント募集（FASB 2019）に対して米国会計学会の財務報告政策委員会が2019年10月に提出したコメント（Clor-Proell et al. 2022）では、概念的な見地からは、のれんは特性の異なる複数の構成部分（有限期間の資産となるもの、無期限の資産となるもの、過払金のように資産ではないものなど）からなるため、全体としてのれんに単一の最良の会計処理を決定することは困難であるが、のれんを個別の構成部分に分割し、適切な会計処理を行うことも不可能であるとしている。そのうえで、のれんの事後測定を減損のみのモデルか減損を伴う償却モデルかに限って選択するのであれば、減損を伴う償却モデルを支持する証拠を検討することを勧めるとしている。減損を伴う償却モデルに対する減損のみモデルの意思決定の有用性については、学術的な文献から明確な答えは得られておらず、減損のみのモデルが、減損の遅れや購入価額ののれんへの過大な配分をもたらしているのであれば、この証拠を考慮すべきであるとしていることに留意する必要がある。

## VI 識別可能な無形資産の当初認識

### 1 これまでの議論の整理

IFRS第3号やTopic 805「企業結合」では、[図表6]のように、企業結合で取得された識別可能な無形資産を以下の5つに区分して例示している（IE16項－IE44項、805-20-55-13～805-20-55-45）。

- ① マーケティング関連の無形資産（商標，商号，新聞題字，非競争契約等）
- ② 顧客関連の無形資産（顧客リスト，顧客契約，顧客関係等）
- ③ 芸術関連の無形資産（書籍，絵画，音楽作品，視聴覚データ等）
- ④ 契約に基づく無形資産（ライセンス契約，フランチャイズ契約，サービス契約，雇用契約，使用権等）
- ⑤ 技術に基づく無形資産（特許技術，ソフトウェア，データベース，秘密製法，特許化されていない技術，データベース等）

この例示された無形資産について、IAS 第 38 号によって自己創設による無形資産の認識が禁止されている項目や、Vで取り上げた企業結合で取得された場合における減耗する無形資産や企業内部で置き換えられる無形資産の項目は、[図表 6] のように整理することができる。

## 2 企業内部で置き換えられる無形資産の当初認識

### (1) 自己創設の場合に資産として認識されない理由

IFRS や米国会計基準では、ブランド<sup>(28)</sup>や顧客リスト<sup>(29)</sup>のように、企業内部で置き換えられる無形資産に関する支出は、自己創設による場合は費用とされ、企業結合による場合は資産に計上され、耐用年数が確定できないため償却されないことも多い。IAS 第 38 号において、自己創設によるブランドや顧客リストに関する支出は、事業全体を発展させる原価と区別ができないため、無形固定資産として認識されないとされている（64 項）<sup>(30)</sup>。これらは、IAS 第 38

(28) IAS 第 38 号において、「ブランド」や「ブランド名」という用語は、商標又は他の標章の同義語として用いられることが多いが、前者は一般的なマーケティング用語であり、通常は、商標又はサービス標章及び関連する商号、配合、製法、技術的専門知識などの相互補完的な資産のグループを指すのに用いられるとしている（37 項）。

(29) IFRS 第 3 号において、顧客リストは、契約上又はその他の法律上の権利から生じるものではないが、しばしば貸与されたり交換されたりするため、企業結合で取得される顧客リストは、通常、分離可能性規準を満たすとしている（IE24 項）。

(30) 本稿脚注(6)で示したように、米国会計基準でも、継続的な事業活動に内在し企業全体に関連する無形資産の内部開発のための原価は、発生時に費用として認識するとしている（350-30-25-3）。

[図表 6] 識別可能な無形資産の例示

企業結合で取得された 識別可能な無形資産		無形資産の取得		
例示	契約上の 基礎を有 している かどうか	自己創設による	企業結合による	
		認識禁止の例 (IAS 第 38 号 63 項)	減耗する ものの例	企業内部で置 き換えられる ものの例
① マーケティング関連の 無形資産	契約	ブランド, 題字	右記以外の 契約上の基 礎を有して いる無形資 産	商標, 商号(*)
② 顧客関連の無形資産		顧客リスト及び その類似項目		顧客関連の無 形資産(*)
顧客契約及び関連する顧 客関係	契約			
顧客リスト, 契約に基づ かない顧客関係	非契約			
③ 芸術関連の無形資産	契約			
④ 契約に基づく無形資産	契約			
⑤ 技術に基づく無形資産			開発された 技術	(開発されて いない非契約 の技術)
特許技術, ソフトウェ ア, 秘密製法等	契約			
特許化されていない技 術, データベース等	非契約			

(\*) 米国会計基準では、会計基準更新書 (ASU) 第 2014-18 号「企業結合 (Topic 805) : 企業結合における識別可能な無形資産の会計処理」の公表により、非公開企業がのれんの償却を選択する場合には、競争避止契約 (NCA) や一定の顧客関連の無形資産 (CRI) をのれんに含めることができるとしている。

号の規準を満たすことはほとんどなく、おそらくは皆無だと考えられたが、誤解を避けるため、この結論を明確な禁止の形で示たとされている (BCZ45 項)。

この説明は、[図表 3] で示した IAS 第 38 号における自己創設の無形資産の認識するための条件に照らせば、識別可能ではなく、また、信頼性規準を満たしていないため計上できないというものである。すなわち、前述の「事業全体を発展させる原価」は、自己創設のれんとなる支出と考えられ、IAS 第 38 号

では、自己創設のれんを資産として認識してはならず（48項）、それは、信頼性をもって原価で測定できるような、企業が支配している識別可能な資源ではないからとしている（49項）。したがって、ブランドや顧客リストに代表される企業内部で置き換えられる無形資産は、識別可能ではないか、認識基準のうち蓋然性規準は満たしても信頼性規準を満たしていないとみなされている。この見方は、「場合によっては、支出が将来の経済的便益を生み出すために発生するが、そのような支出は、IAS第38号の認識基準を満たす無形資産の創出にはつながらず、自己創設のれんに寄与するものとして説明されることが多い」（49項）という記述にもあらわれている。そうすると、企業内部で置き換えられる無形資産に関する支出は、自己創設による場合、蓋然性の問題ではないため、前述の「条件付認識アプローチ」でも対応できないこととなる<sup>(3)</sup>。

## (2) 企業結合の場合に資産として認識される理由

他方、IAS第38号では、企業結合による場合、分離可能であるとき又は契約その他の法的権利から生じているときには、当該資産の公正価値の測定を通じて、蓋然性規準も信頼性規準も常に満たされるものとみなされ、個々の資産を計上するとしている（33項、35項）。

さらに、IAS第38号において、個別の取得の場合には、常に識別可能であり、企業が支払う価格には、将来の経済的便益に関する不確実性が反映されるため常に蓋然性規準を満たし（25項、BC27項）、特に購入対価が現金又は他の貨幣性資産の形態である場合には、信頼性をもって測定でき、常に信頼性規準も

---

(3) EFRAG（2023, 27）において、条件付認識アプローチは、無形資産が識別可能でなければならぬという問題にも対処する必要があるという指摘を紹介しており、多くの場合、社内プロジェクトは、当初、無形資産の創出を目的としていないかもしれないが、最終的には無形資産を生み出すことになる場合も多く、会計処理単位（unit of account）を定義する必要があるとしている。会計処理単位は、IASBの概念フレームワーク（IASB 2018）において、認識基準や測定概念が適用される権利や権利のグループであり（4.48項）、認識基準及び測定概念が、資産・負債や関連する収益・費用にどのように適用されるのかを検討する際に選択されるとしている（4.49項）。

満たされるため、個々の資産を計上するとしている（26項、BCZ42項）<sup>32</sup>。

### （3）活動別に集計した原価

企業内部で置き換えられる無形資産となり得る将来の経済的便益を提供する支出が企業に発生し、最終的なアウトプットの無形資産として識別可能ではない場合、又は、原価を無形資産としては信頼性をもって集計できないとしても、活動ごとに把握できる場合はどうであろうか。この点、IAS第38号では、以下の支出については、認識できるような無形資産の取得や創出がないため費用として認識するとしている（69項）

- ① 訓練活動に関する支出
- ② 研究に関する支出
- ③ 広告宣伝及び販売促進活動に関する支出

このうち、①の訓練活動に関する支出は、当該支出によって将来の経済的便益をもたらす職員の技能の訓練による増分を識別でき、その技能が企業に提供されることを見込んでいる場合もあるが、企業は十分な支配を有してはいないため、無形資産の定義を満たしておらず、資産として認識されないとしている（15項）。また、②の研究に関する支出は、可能性の高い将来の経済的便益を創出する無形資産の存在を立証できないため、資産として認識されないとしている（55項）。

これに対して、③の広告宣伝及び販売促進活動を行うために取得された財・サービスは、ブランドや顧客との関係を強化又は創出し将来の収益を生むものであるが、自己創設のブランド又は顧客との関係は無形資産として認識されないため、広告宣伝又は販売促進活動に関する支出も資産として認識してはなら

---

<sup>32</sup> 米国会計基準においても、個別に取得された無形資産は、一般に、独立企業間取引として行われる交渉による交換取引によって、これらの資産の存在と公正価値に関する信頼できる証拠を提供するため、資産として認識されるとしている（350-30-25-4）。

ないとしている（BC46B項、BC46C項）。これは、将来の経済的便益を提供する支出を集計することができることから、識別可能で信頼性をもって測定できる場合であっても、識別可能ではなく信頼性規準を満たさないとする自己創設ののれんと同様に、資産として認識しないという説明であり、整合していないと考えられる。

#### （4）区分可能性と会計処理

前述した Barker et al. (2022, 608) では、無形資産の場合には区分可能性の問題、すなわち、投資（将来の収益を生み出すための支出）と現在の収益のための支出が一緒に行われることがあり、広告宣伝の支出も、将来の売上（ブランドの構築）を生み出すが、現在の売上につながることもあるものの、このような場合、その構成部分を特定し分離することは困難であるため、現行の財務報告において投資を費用としていると説明している。Barker et al. (2022, 612) では、この扱いは、明らかに収益とのミスマッチであるとしているが、他方、投資の費用化により、不確実性の下での償却によるその後のミスマッチングを回避できる可能性があること、投資の結果がより不確実である場合には、資産計上と比較して、将来のキャッシュフローに関する不確実性を伝えることができるというメリットも記述している。もっとも、投資の構成部分を分離することが困難であるため費用計上しているに過ぎないため、このような投資の情報を、損益計算書上、現在の活動による収益や費用と区別する独立したセクションを設けて不確実性の情報を伝える必要があるとしている。

このように、無形資産に関する支出は、将来の収益を生み出すための投資と現在の収益に対応する費用が混在し、それらを区分することができない場合が多いため、現行の会計処理において自己創設の場合には、将来のミスマッチを回避しつつ、その不確実性を強調するために費用処理され、企業結合の場合には、資産計上するものの、ミスマッチングを回避するよう償却しないとされて

いるのかもしれない。自己創設の無形資産と企業結合において取得した無形資産との比較可能性については、指摘されることが多いものの、これらの点からは、現行の自己創設の無形資産に関する会計処理はいわばセカンドベストなものと考えられる。

### 3 無形資産の当初認識に関する基準設定主体での議論

#### (1) FASB

米国会計基準の Topic 805 では、IFRS 第 3 号と同様に、分離可能性規準又は契約法律規準のいずれかを満たす項目を、のれんと区分して無形資産として認識することとしている。しかし、近年、非公開企業において、一定の無形資産を区分して識別する便益がコストを正当化しないとされ、FASB は、2014 年 12 月公表の会計基準更新書 (ASU) 第 2014-18 号「企業結合 (Topic 805) : 企業結合における識別可能な無形資産の会計処理」により、非公開企業がのれんの償却を選択する場合には、競業禁止契約 (NCA) や一定の顧客関連の無形資産 (CRI) をのれんに含めることができることとした。

FASB が 2019 年 7 月に公表したコメント募集 (ITC) 「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」(FASB 2019, 16-17) では、2001 年 6 月に SFAS 第 141 号「企業結合」を公表した際、これらの無形資産が資産の定義を満たすかどうかの分析はしなかったとしており、企業結合において取得した無形資産の認識に関して、以下とすべきかどうかについて意見を求めている。

- ① 非公開会社の選択肢 (ASU 第 2014-18 号) を公開企業にも拡張する。
- ② のれんに含める無形資産を決定するための新たな原則ベースの要件を設定する。
- ③ すべての無形資産をのれんに含める。
- ④ 現行のガイダンスを修正しない。

これに関して、当該コメント募集 (FASB 2019, 20) では、企業結合で取得

された識別可能な無形資産は公正価値で認識されるが、同様の無形資産を内部で開発した場合には、資産として認識されない可能性があり、このような不整合は、買収によって成長する企業とは対照的に、オーガニックに成長する企業に不利な競争条件をもたらすため、企業間で一貫性を持たせるべきであるという指摘も記載している。しかし、この点に対して、多くの関係者は、企業結合で取得した無形資産に関する現行の会計処理を維持することを支持しており、それは、現行の会計処理が意思決定に有用な情報を提供し、その便益はコストを正当化するものであるとしていた（FASB 2021, 37 頁）。

その後、FASB は、2022 年 6 月に、企業結合における無形資産及びのれんのプロジェクトの優先順位を下げ、テクニカル・アジェンダから外すことを決定した。これは、現行の減損のみのモデルが、企業結合の経済的便益をいつ、どのように実現すると企業が予想しているのかという点と必ずしも合致しておらず、会計基準を改善する必要性が広範に存在すると考えられるものの、減損を伴う償却アプローチが、現時点で変更の説得力のあるケースを生み出すような形で、便益とコストのバランスを十分に調整するものではないことによる。また、利用者からのフィードバックによれば、企業結合に関連する会計に関する技術的なプロジェクトは、（より良い財務報告が重要であると認識されている他の新たな分野と比較して）FASB にとって最優先事項ではないと広く示唆されていることによる（FASB 2022, 3 頁）。

他方、2021 年のアジェンダ協議においてニーズが高く、リサーチ・プロジェクトとされている「無形資産の会計と開示」では、社内開発の無形資産や研究開発を含む無形資産の会計処理と開示を改善する方法を検討しており、FASB は、Ⅲ 4 にて触れたように、2024 年 12 月にコメント募集（ITC）「無形資産の認識」（FASB 2024）を公表している。

## (2) IASB

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックでは、IASBがIFRSを新たに公表又は大規模に修正した場合に、それが意図したとおり機能していることを確保するために、適用後レビュー（PiR）を行うこととしている。IFRS第3号については、IASBが2014年1月に情報要請（RFI）「適用後レビュー：IFRS第3号「企業結合」」を公表するなどの調査を行い、2015年6月に「報告書及びフィードバック・ステートメント：IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー」を公表した。

IASBは、2020年3月に、当該適用後レビューにおいて識別された論点の1つとして無形資産をのれんと区分して認識することかどうかもトピックとして掲げたディスカッション・ペーパー（DP）「企業結合—開示、のれん及び減損」（IASB 2020）を公表した。このDPでは、投資者は、企業結合で取得した無形資産をのれんと区分して認識することが有用な情報を提供するかどうかに関して様々な見解を示したとし、一部の投資者は、何を購入したのかが説明され、また、将来キャッシュフローに関する見通しの評価に役立つとして、無形資産を区分して認識する情報は有用であると述べたとしている（5.4項）。しかし、他の投資者は、活発な市場がない無形資産の測定の不確実性や、事業全体から分離することが困難な無形資産の償却費と維持するための事後的な費用を識別できないことなどを懸念しているとしていた（5.5項）。当該DPにおいて、IASBは、学術文献のレビューも実施し、IFRS第3号により無形資産を区分して認識することを支持するいくつかの証拠もあったが、各国においてIFRSを採用する前に実施されていた各国の異なる会計実務のため、その証拠は国によって異なっており、これは、部分的には、IFRS第3号の適用後レビューで示された多様な見解を説明する可能性があるとしていた（5.11項）。

これらを踏まえ、当該DPでは、全体として、一部の識別可能な無形資産をのれんに含めることを認めるか又は要求すべきであるという説得力のある証拠

はないとし、企業結合で取得した識別可能な無形資産についての認識基準を変更する提案を開発すべきではないという予備的見解を示した（5.27 項-5.28 項）。なお、取得によって成長する企業とオーガニックに成長する企業を容易に比較したいと考える投資者の懸念を考慮することは、このリサーチ・プロジェクトの範囲外とした（5.24 項）。

その後、IASB が 2024 年 3 月に公表した公開草案（ED）「企業結合—開示、のれん及び減損：IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案」（IASB 2024）では、予備的見解に対するフィードバックを検討した後に、IASB は、企業結合においてのれんと区分して認識される無形資産の範囲の変更を、このプロジェクトの一環としては探求しないとしている（BC16 項）。

他方、IASB は、2022 年に完了した第 3 次アジェンダ協議の後、IAS 第 38 号を包括的に見直す無形資産プロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加し、2024 年 4 月から、作業計画のリサーチ・プロジェクトとして検討を開始している。2025 年 3 月末現在、IASB は、プロジェクトの初期作業の一環として、諮問機関やその他の関係者とプロジェクトで解決すべき問題の特定、プロジェクトの範囲、作業へのアプローチについて協議している。

このように、FASB も IASB も、企業結合で取得した識別可能な無形資産の当初認識については、のれんに含めるかどうかを含め、見直す動向にはなっていないが、自己創設の無形資産については、検討が行われている。

## Ⅶ おわりに

本稿では、欧米での近年の議論を参考に、自己創設の場合と企業結合の場合における無形資産の当初認識の相違について考察した。まずⅢでは、欧米における会計基準設定主体等からの公表物によって、無形資産の当初認識の相違のためにオーガニックに成長している企業と買収によって成長している企業との間での会計情報が異なることとなり、財務諸表利用者からの懸念や問題意識が

見受けられることを確認した。

次にIVでは、そのような懸念を解消するために、両者の会計処理を整合させるとすれば、まず自己創設の無形資産の認識拡大が考えられるため、そのためのアプローチを検討した。EFRAG（2023）は、「条件付認識アプローチ」の検討を提言しており、このアプローチを支持する者もいるが、実務上の困難性も多く指摘されており、設例も交えて会計処理を吟味した。特にOCIを使用した方法は、IASBの概念フレームワーク（IASB 2018）には沿っていないが、概念上の課題が生じているわけでないと考えられた。

さらにVにおいて、もう1つの対処方法である企業結合における無形資産の認識縮小においては、取得した識別可能な無形資産を「減耗する無形資産」と「企業内部で置き換えられる無形資産」とに区分すべきという見解に着目した。前者は個別に認識することに意義があるが、後者はのれんと区別しなくても有用性は変わらず、その恣意性や区分に関する作成者の負担などから、個別には認識しないことに意義があるという見方である。ただし、この後者の見方は、のれんの事後測定、すなわち、のれんを償却せず減損のみのアプローチがよいのかどうかにも関係する。

VIでは、本稿におけるこれまでの議論を踏まえ、ブランドや顧客リストに代表される企業内部で置き換えられる無形資産の会計処理について検討した。無形資産に関する支出は、将来の収益を生み出すための投資と現在の収益に対応する費用が混在するという区分可能性の問題のため、現行の会計処理において、自己創設の場合には、将来のミスマッチを回避しつつ、その不確実性を強調するために費用処理が採用され、企業結合の場合には、資産計上するものの、ミスマッチングを回避するよう償却しないという、いわばセカンドベストを採用していると考えられる。

オーガニックに成長する企業と買収を通じて成長する企業との比較可能性の欠如については、しばしば懸念されているが、ベストな会計処理が困難であれ

ば、現行の会計処理の下で、本稿では検討の対象としていなかった開示で対応が実務的な方策になるであろう。したがって、基準設定主体は、財務諸表における認識・測定 of 改善ではなく、サステナビリティ報告を含む開示の拡充に進む可能性が高いと思われる。

#### 〈引用文献〉

- Barker, R., Lennard, A., Penman, S., & Teixeira, A. (2022) 'Accounting for intangible assets: suggested solutions' *Accounting and Business Research*, 52(6), 601-630.
- Hellman, N. (2022) 'Discussion of "Accounting for intangible assets: suggested solutions"' *Accounting and Business Research*, 52(6), 631-640.
- Clor-Proell, S. M., Brown, N., Stubben, S. R., White, B. J., Blankespoor, E., Gordon, E. A., & Merkley, K. J. (2022) 'Response by the Financial Reporting Policy Committee of the Financial Accounting and Reporting Section of the American Accounting Association to the FASB Invitation to Comment on Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill' *Accounting Horizons*, 36(3), 1-19.
- EFRAG (2021) Discussion Paper 'Better Information on Intangibles - Which is the best way to go?'
- EFRAG (2023) 'Recommendations and Feedback Statement- Discussion Paper : Better Information on Intangibles - Which is the best way to go?'
- FASB (2019) Invitation to Comment 'Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill'
- FASB (2021) 'Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill', Agenda Ref 18A of FASB/IASB Joint Education Meeting in July 2021
- FASB (2022) 'Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill- Recent Project Developments' Agenda Ref 18A of FASB/IASB Joint Education Meeting in September 2022
- FASB (2024) Invitation to Comment 'Recognition of Intangibles'
- FRC (2014) Staff Research Report 'Investor Views on Intangible Assets and their Amortisation'
- King, Z., Linsmeier, T. J., & Wangerin, D. D. (2024) 'Differences in the value relevance of identifiable intangible assets' *Review of Accounting Studies*, 29(4), 3838-3886.
- IASB (2018) 'Conceptual Framework for Financial Reporting'
- IASB (2020) Discussion Paper 'Business Combinations — Disclosures, Goodwill and Impairment'
- IASB (2021) Request for Information 'Third Agenda Consultation'
- IASB (2022) 'Third Agenda Consultation- Feedback Statement'
- IASB (2024) Exposure Draft 'Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment'
- IASB (2025) 'Summary of feedback from user survey', Agenda reference 17C of IASB meeting in February 2025
- UKEB (2024a) 'Accounting for Intangibles: UK Stakeholders' Views'
- UKEB (2024b) 'Accounting for Intangibles: A Quantitative Analysis of UK Financial Reports'
- 秋葉賢一 (2013) 「包括利益と当期純利益の調整—IFRSにおけるリサイクリングの意味と意義」『早稲田商学』434, 381-410.
- 秋葉賢一 (2019) 『会計基準の読み方 Q&A100 (第2版)』中央経済社
- 大日方隆 (2013) 『アドバンスト財務会計 (第2版)』中央経済社